

令和2年度決算 財務書類

注記

(連結)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時には有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額 1 円としています。開始後は原則として取得原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価

②出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。この「著しく低下したとき」は、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合に該当するものとしています。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 3年～60年

イ 工作物 5年～80年

ウ 物品 2年～19年

②無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しています。

②賞与引当金

翌年度 6 月支給の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち南あわじ市へ按分される額を加算した額を控除した額とします。

(5) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。ただし、下水道事業会計、農業共済事業会計は税抜方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更しています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当項目はありません。

3 重要な後発事象

平成 27 年度末に下水道事業会計のうち、コミュニティプラント事業を公共下水道事業および農業集落排水事業に統合しました。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲（対象とする会計等）

一般会計、産業廃棄物最終処分事業特別会計、国民健康保険特別会計（国民健康保険事業勘定・直営診療所勘定）、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計（保険事業勘定・介護サービス事業勘定）、土地開発事業特別会計（企業団地開発事業勘定）、下水道事業会計（公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業）、国民宿舎事業特別会計、淡路広域行政事務組合（一般会計等、食肉センター）、淡路広域水道企業団（南あわじ市 SC）、淡路広域消防事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、南あわじ市・洲本市小中学校組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合、南淡路農業公園株式会社、株式会社南淡風力エネルギー開発

※ケーブルテレビ事業特別会計、農業共済事業会計は令和元年度末をもって廃止となりました。また、令和 2 年度決算より淡路広域水道企業団（本庁分）については対象範囲から除外しています。

(2) 地方自治法第 235 条の 5 の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満の金額で四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

(4) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

37,135,536 千円